

理事選挙の選挙権および被選挙権に係る日本法政学会理事および役員選任規程の改正について

2023年12月9日に慶應義塾大学で開催された理事会において改正案が可決し、3月14日の理事会ですでに決定していた変更と合わせて、「理事選挙の選挙権および被選挙権に係る日本法政学会理事および役員選任規程」の改定が決定した。

新たな規程は以下のとおり

日本法政学会理事および役員選任規程

第1条（目的）

本規程では、日本法政学会規約第9条に規定する役員の選任に関する準則を定める。

第2条（理事の定数）

- 1 理事の定数は、30名とする。
- 2 理事長は、学会運営上、特に必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず、理事会の承認を得て2名を上限として理事を増員することができる。
- 3 同一大学に所属する者は、3名を超えて理事となることができない。

第3条（理事の選出と組織）

- 1 理事のうちの15名は、理事選挙により選出する。
- 2 理事選挙により選出する理事（以下、「選挙理事」という。）以外の理事は、選挙管理委員会委員長及び選挙理事を委員とする理事監事選任会議（以下「理事監事選任会議」という。）において選任する。

第4条（監事の選任）

監事は、理事監事選任会議において選任する。

第5条（選挙権および被選挙権）

- 1 改選年度の前年度の秋季理事会の日以前から引き続いて会員である者であって、改選年度前の学会費の未納がなく、かつ、改選年度の学会費を納入しているものは、理事選挙の選挙権および被選挙権を有する。
- 2 名誉理事は、前項の規定にかかわらず被選挙権を有しない。

第6条（理事選挙方法）

- 1 理事選挙は、所定の投票用紙を郵送して、これを行う。
- 2 投票形式は、投票用紙に5名以下の候補者名を連記ないし単記する記入式（無記名投票）とする。

第7条（選挙人・被選挙人名簿および投票用紙）

- 1 選挙人名簿および被選挙人名簿は、事務局が改選年度の夏季理事会の前日における

選挙権および被選挙権を確認して作成し、同理事会で確定する。

- 2 投票用紙および被選挙人名簿の配布ならびに投票用紙の回収は、選挙管理委員会が行う。

第8条（選挙管理委員会）

- 1 理事選挙に関する事務を管理するため、選挙管理委員会を設置する。
- 2 理事選挙においては、有効投票の得票数の上位15名を選挙理事の当選者とする。ただし、上位15名に同一大学に所属する者が複数あるときは、そのうち得票数の最多数の者（得票数の最多数の者が複数である場合にはそのうち年齢の最も高い者）を当選者とし、それ以外の者を除いて上位15名を決定する。
- 3 得票数の上位15名の決定において、得票数の15位に当たる者が複数となる場合には、年齢が高い順に15位に当たる者を決定する。
- 4 選挙管理委員長は、選挙の得票集計の結果及び当選者を理事長に報告する。
- 5 理事長は、前項の報告を受けたときは、当選者に選挙理事に選出された旨を通知するとともに、遅滞なく理事監事選任会議を招集する。

第9条（開票と得票集計）

- 1 理事選挙の開票と集計は、選挙管理委員会が行う。
- 2 理事選挙においては、有効投票の得票数の上位15名を選挙理事の当選者とする。ただし、上位15名に同一大学に所属する者が複数あるときは、そのうち得票数の最多数の者（得票数の最多数の者が複数ある場合にはそのうち年齢の最も高い者）を当選者とし、それ以外の者を除いて15名を決定する。
- 3 得票数の上位15名の決定において、得票数の15位に当たる者が複数となる場合には、年齢が高い順に15位に当たる者を決定する。
- 4 選挙管理委員長は、選挙の得票集計の結果及び当選者を理事長に報告する。
- 5 理事長は、前項の報告を受けたときは、当選者に選挙理事に選出された旨を通知するとともに、遅滞なく理事監事専任会議を招集する。

第10条（推薦理事の選出方法）

- 1 理事監事選任会議は、選挙管理委員会委員長を議長とし、所属大学、専攻分野、地区、学会への貢献度、年齢等を考慮して、選挙理事以外の理事（以下「推薦理事」という。）及び監事を選出する。
- 2 選挙管理委員会委員長は、理事監事選任会議から要請があったときは、推薦理事及び監事の選出に必要な範囲で、理事選挙の得票集計を理事監事選任会議に報告することができる。
- 3 選挙管理委員会委員長は、理事監事選任会議において推薦理事及び監事として選出した者を理事長に報告する。
- 4 理事長は、前項の報告を受けたときは、選出された者に推薦理事又は監事に選出された旨を通知するとともに、遅滞なく新たに選出された選挙理事、推薦理事及び監事によ

る会議を招集する。

第 11 条（理事長の互選）

新たに選出された選挙理事、推薦理事及び監事による会議は、新たに選出された理事の互選により新理事長を決定する。

第 12 条（役員を選任と総会報告）

- 1 新理事長は、理事のなかから事務局長および各委員会の委員長を指名し、理事会の承認を得て選任する。
- 2 新理事長は、理事選出後に開催される最初の総会で役員について報告しなければならない。

第 13 条（名誉理事および顧問の選任）

- 1 名誉理事および顧問は、理事長が理事長及び事務局長歴任者または 10 年以上理事もしくは監事を務めた会員のなかから指名し、理事会の承認を得て選任する。
- 2 理事長は、選任後に開催される最初の総会で名誉理事および顧問について報告しなければならない。

第 14 条（本規程の改正手続）

本規程の改正は、規約等改正検討委員会が改正議案を起草して理事会に提案し、理事の過半数の同意を要する。

附則

- 1 この規程は、令和 5 年 12 月 9 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の日本法政学会理事および役員選任規程は、この規程の施行の日以後に行われる理事および役員の選任について適用する。本規程は、施行後 5 年を目途として、施行状況等を勘案して改正することができる。